



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国際的な投資取引を巡る国際裁判管轄権について : 国際的共同不法行為の裁判管轄を中心に
Author(s)	嶋, 拓哉; Shima, Takuya
Citation	北大法学論集, 61(6), 426[1]-388[39]
Issue Date	2011-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/45125
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR61-6_012.pdf



国際的な投資取引を巡る 国際裁判管轄権について

—— 国際的共同不法行為の裁判管轄を中心に ——

嶋 拓 哉

1. 問題の所在

投資取引のボーダーレス化が進展するに伴い、企業間のみならず、企業と個人との取引にも渉外的な要素が含まれる傾向が生じてきた。個人が行う投資は単に当該個人が居住する国に閉じるわけではなく、海外においても展開されることがある。従って、仮にそうした投資取引に関して法的紛争が生じるとすれば、その紛争が単に一国に止まらず、複数国の要素を含む渉外的な事案に発展することは容易に想像できるであろう。例えば、ドイツでは、国内の仲介業者が個人投資者に取引に伴うリスクを適切に伝えないなど欺罔的な手段を用いて投資取引に関する事務処理契約を締結したうえで、当該仲介業者から取次ぎを受けた外国所在のブローカー業者がこれら投資者から預かった資金により運用を行ったものの、リスクが顕現化し最終的には個人投資者の財産に毀損が生じてしまうといった事案が典型的なケースとして想定されている¹。こうした事案において、国内の仲介業者が債務超過の状態に陥っていたり、あるいは営業免許の取消しを受け解散していた場合には、個人投資者は外国

¹ R.Wagner/K.Gess, Der Gerichtsstand der unerlaubten Handlung nach der EuGVVO bei Kapitalanlagendelikten, NJW 2009, 3481, 3484.

のブローカー業者を相手取り、損害賠償請求の訴えを提起せざるを得ないが、果たして、個人投資者の所在地国はかかる訴訟に関して国際裁判管轄権を有するかが本稿の中心的な検討課題である。ドイツでは従来よりこうした事案が訴訟実務において取扱われてきたが、近時、類似の事案を取扱う連邦最高裁判決が相次いで下されるに至っている。

こうした投資取引を巡る国際裁判管轄権の問題はわが国裁判所でいまだ取扱われていないものの、わが国の個人投資者と決して無縁のものではない。例えば、ここ数年の間に、個人投資者の間で外国為替証拠金取引が普及してきたが、当初は顧客勧誘においても詐欺的な手法が横行し、また契約締結過程で十分なリスク説明がなされないなど、顧客とのトラブルが多発することになった²。従来より、国内の外国為替証拠金取引業者等が個人投資者と相対の取引関係に入ることなく、外国のブローカー業者からの営業委託を受けて、個人投資者に当該外国ブローカー業者を

² あくまで一例であるが、札幌高判平成16年2月26日先物取引裁判例集36号175頁、大阪地判平成16年4月15日判例時報1887号79頁、東京地判平成16年5月14日先物取引裁判例集37号256頁、東京地判平成17年2月18日判例時報1923号60頁、東京地判平成17年4月22日LEX/DB28101060、名古屋地判平成17年5月18日先物取引裁判例集40号394頁、札幌高判平成17年6月23日先物取引裁判例集40号487頁、札幌高判平成17年9月14日先物取引裁判例集40号487頁、東京地判平成17年11月11日判例時報1956号105頁、東京地判平成17年11月14日先物取引裁判例集43号50頁、大阪地判平成17年11月18日判例時報1927号148頁、神戸地（尼崎支）判平成18年1月17日先物取引裁判例集42号181頁、大阪地判平成18年2月2日先物取引裁判例集42号465頁、東京地判平成18年4月27日先物取引裁判例集44号75頁、札幌地判平成18年6月27日先物取引裁判例集45号194頁、東京高判平成18年9月21日金融商事判例1254号560頁、岡山地判平成18年11月9日先物取引裁判例集46号377頁、東京高判平成18年11月29日先物取引裁判例集46号475頁、東京地判平成19年1月24日先物取引裁判例集47号323頁、富山地判平成19年6月28日先物取引裁判例集49号151頁、東京地判平成19年7月23日先物取引裁判例集49号234頁、仙台地判平成19年9月5日判例タイムズ1273号240頁、東京地判平成19年12月15日先物取引裁判例集47号55頁、大阪高判平成20年8月29日先物取引裁判例集52号80頁、東京地判平成20年10月16日先物取引裁判例集53号352頁、札幌地判平成21年3月26日先物取引裁判例集55号133頁、福岡高判平成21年12月18日先物取引裁判例集59号54頁等がある。

紹介し、個人投資者と外国ブローカー業者間の仲介・取次ぎを行うに止める Introducing Broker（以下「IB」という）形態が見受けられた³が、こうした取引形態はまさにドイツで想定されている上記事例と近似している。また平成19年9月に金融商品取引法が施行され外国為替証拠金取引が同法の規制対象に含まれたのに続き、平成23年1月には商品先物取引法が完全施行され海外商品先物取引を含め商品先物取引全般がその規制の下に置かれることとなった⁴。これにより従来事前規制が存在しなかった海外商品先物取引の領域に関しても、国内商品先物取引同様に、ブローカー業者の許可制および仲介業者の登録制が敷かれることとなったが、これはまさに国内の仲介業者が外国ブローカー業者に国内投資者からの注文を取次ぐ IB 形態が許容されなくなることを意味する。もっとも、金融商品取引法の施行時にも見られた現象であるが、法施行と同時にその規制対象領域において法的紛争が発生しなくなるわけではなく、損害賠償請求訴訟が事後的な救済制度である以上、規制枠組の施行と紛争発生との間には一定のタイムラグがあることから、今後もしこうした投資取引を巡って国内投資者により損害賠償請求訴訟が提起される事態が容易に想定され得る。さらに実務界では、金融商品取引法も商品先物取引法も適用されないような先物取引が発生する余地は皆無で

³ 外国為替証拠金取引がわが国に紹介された当初は、国内投資者に外国ブローカー業者への仲介・取次ぎを行う国内仲介業者も多数見受けられたが、金融商品取引法施行後は、こうした国内仲介業者は「金融商品仲介業者」として登録を要することとされ（金融商品取引法66条）、金融商品取引業者として登録を受けた者（同法29条）等と投資者との仲介業務を行うこととされた（同法2条12項）。その結果、国内仲介業者は外国ブローカー業者の国内支店・支社となるか、あるいはこれら外国ブローカー業者の国内支店・支社への顧客仲介を行うか、いずれかの形態を採ることを余儀なくされることとなった。

⁴ 商品先物取引の領域においては、「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律」が、第171回通常国会で成立し、平成21年7月に公布された。この改正により国内商品先物取引と海外商品先物取引をともに規制対象範囲に含める包括的な商品先物取引の規制枠組（法律名は「商品先物取引法」）が導入されることとなり、第1段階（平成21年10月）、第2段階（平成22年7月）、第3段階（平成23年1月）のステップを経て完全施行されるに至っている。

はないとの見解も示されており⁵、法規制の網の目を搔い潜る形で今後新たな取引類型が生み出される可能性も否定しきれないところである。これら事情を勘案すれば、国内投資者が自国裁判所において外国のブローカー業者を相手取り損害賠償請求訴訟を提起し得るかという問題は、わが国においても引続き実的な意義を有していると言えよう。

本稿では、国際的な投資取引を念頭に置いたうえで、国内個人投資者が外国ブローカー業者に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起する場合に、自国裁判所が国際裁判管轄権を有するか否かにつき、近時のドイツ連邦最高裁判決および国際的共同不法行為（複数の者が国境を跨ぐ形で一つの不法行為に関与する事案を指す）に関するわが国の裁判例を適宜参照しつつ、検討を行うこととする。

2. 裁判例

（1）ドイツ

ドイツでは、国際投資取引において典型的に想定されてきた上述のような事案が相次いで、近時連邦最高裁に持ち込まれ、自国の国際裁判管轄権を肯定する判断が下されている。これらは、国内仲介業者（訴外）の詐欺的な勧誘行為により国際的な投資取引を開始した国内投資者（原告）が、その取引の執行および決済を担当する外国ブローカー業者（被告）を相手取り、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した事案である。こうした事案においてはまずもって、国内に拠点を有しない外国ブローカー業者に対する紛争事案に関して、ドイツが国際裁判管轄権を有するか否かが問題となる。ドイツでは、普通裁判籍として被告住所地国であることが規定されているが、これら事案では被告は外国所在のブローカー業者であり、ドイツが被告住所地国とはなり得ない以上、ドイ

⁵ 津谷裕貴「産権審商品取引所分科会の報告－商品取引所法改正中心に」先物取引被害研究33号29頁（2009年）。従って、こうした見解によれば、一連の法規制強化が渉外的な法的紛争の消滅という帰結を齎すかについては不透明な部分があることになる。

ツに国際裁判管轄が認められるためには、ドイツ国際民事訴訟法上、特別裁判籍である不法行為地管轄が肯定されることが要求される。

ドイツには不法行為地特別裁判籍を定める国際民事訴訟法の規定が2つある。一つは純然たる国内法である民事訴訟法(Zivilprozessordnung, 以下「ZPO」という) 32条⁶であり、いま一つは欧州共同体理事会規則であるブリュッセル I 規則⁷ 5条3項⁸である。両者の適用関係に言及しておく、ブリュッセル I 規則第3条1項⁹によれば、欧州連合加盟国

⁶ ZPO32条は次のとおり規定している。

Für Klagen aus unerlaubten Handlungen ist das Gericht zuständig, in dessen Bezirk die Handlung begangen ist.

なお、ZPO32条は国内土地管轄の規定であるが、ドイツ国際民事訴訟法上は、ZPOの規定に基づき国内土地管轄が認められる場合には、同時にドイツの国際裁判管轄権が肯定されるという見解（土地管轄規定の二重機能説）が通説・判例である（H.Nagel/P.Gottwald, Internationales Zivilprozessrecht, 6.Aufl. (Dr. Otto Schmidt, 2007), § 3 Rdn.316; H.Musielak, ZPO, 7.Aufl. (Franz Vahlen, 2009), ZPO § 12 Rdn.17, § 32 Rdn.23 [C.Heinrich]; H.Thomas/H.Putzo, ZPO, 31.Aufl. (C.H.Beck, 2010), ZPO § 1 Vorbem Rdn.6 [R.Hübtege]; BGH Urteil vom 18. April 1985 (VII ZR 359/83), BGHZ 94, 151; BGH Urteil vom 2. Juli 1991 (XI ZR 206/90), BGHZ 115, 90; BGH Urteil vom 17. Dezember 1998 (IX ZR 196/97), NJW 1999, 1395)。

⁷ Verordnung (EG) Nr. 44/2000 des Rates vom 22. Dezember 2000 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. Nr. L 12/1 vom. 16. Januar 2001.

⁸ ブリュッセル I 規則 5条3項は次のとおり規定している。

Eine Person, die ihren Wohnsitz im Hoheitsgebiet eines Mitgliedstaats hat, kann in einem anderen Mitgliedstaat verklagt werden, wenn eine unerlaubte Handlung oder eine Handlung, die einer unerlaubten Handlung gleichgestellt ist, oder wenn Ansprüche aus einer solchen Handlung den Gegenstand des Verfahrens bilden, vor dem Gericht des Ortes, an dem das schädigende Ereignis eingetreten ist oder eintreten droht.

⁹ ブリュッセル I 規則 3条1項は次のとおり規定している。

Personen, die ihren Wohnsitz im Hoheitsgebiet eines Mitgliedstaats haben, können vor den Gerichten eines anderen Mitgliedstaats nur gemäß den Vorschriften der Abschnitte 2 bis 7 dieses Kapitels verklagt werden.

に住所を有する者は、同規則 5 条以下の特別裁判籍の規定に基づいてのみ、他の加盟国の裁判管轄権に服することになる。このことは、国際裁判管轄に関する国内法上の規定（ZPO32条）が加盟国内に住所を有する者に対する国際裁判管轄の基礎としては排除されることを意味するが、他方において、同規則 4 条 1 項¹⁰によれば、加盟国以外の第三国に住所を有する者に対しては、加盟国は依然として、ブリュッセル I 規則ではなく自国の国内法（ZPO32条）に基づき国際裁判管轄権の有無を判断することになる¹¹。

以下では、2つのドイツ連邦最高裁判決の概要を示すが、（イ）は被告であるブローカー業者が他の欧州連合加盟国（英国）に所在するケースであり、ブリュッセル I 規則 5 条 3 項に基づきドイツの国際裁判管轄権の有無が判断された事案である。これに対して、（ロ）は被告であるブローカー業者が米国に所在するケースであり、ZPO32条に基づいてドイツの国際裁判管轄権の有無が判断された事案である。

（イ）2010年7月13日付連邦最高裁判決¹²

（事実関係）

本件は、原告 X（ドイツ在住のドイツ国籍を有する男性）が被告 Y（英

¹⁰ ブリュッセル I 規則 4 条 1 項は次のとおり規定している。

Hat der Beklagte keinen Wohnsitz im Hoheitsgebiet eines Mitgliedstaats, so bestimmt sich vorbehaltlich der Artikel 22 und 23 die Zuständigkeit der Gerichte eines jeden Mitgliedstaats nach dessen eigenen Gesetzen.

¹¹ ペーター・ゴットヴァルト（出口雅久＝工藤敏隆共訳）「ヨーロッパ民事訴訟法」立命館法学299号608頁（2005年）。

¹² BGH Urteil vom 13. Juli 2010 (XI ZR 28/09), WM 2010, 1590. なお、本稿の校正段階で、2010年10月12日付連邦最高裁判決（BGH Urteil vom 12. Oktober 2010 (XI ZR 394/08), RIW 2011, 77）に触れた。これも、ドイツ在住のドイツ国籍を有する男性が英国所在の英国ブローカー業者を相手取り、上場先物・オプション取引に関連する損失につき、不法行為に基づく損害賠償請求を行った事案である。ドイツ連邦最高裁は、この事案においても2010年7月13日付連邦最高裁判決と同様に、不法行為結果発生地を原告の口座所在地であるドイツと認定したうえで、ブリュッセル I 規則 5 条 3 項に基づき自国の国際裁判管轄権を肯定している。

国に所在する英国のブローカー業者)を相手取り、上場先物・オプション取引に関連する損失につき損害賠償請求を行った事案である。Yは企業顧客に加えて、個人顧客に対しても、デリバティブ取引の執行・決済業務を提供しており、本件では、Yは仲介業者との契約(以下「仲介契約」という)に基づき、個人顧客毎に専用口座を開設したうえで、個人顧客から仲介業者に対して取引注文がなされると、その取引注文の執行および資金決済を行うなど、仲介業者に対して必要な業務提供を行うこととされていた。また、仲介契約によれば、Yは、顧客の専用口座から仲介業者との間で予め取決めた額のブローカー手数料を引き落とし、仲介業者の口座に所定の金額を手数料として入金するという業務も行っていた。

2002年7月5日、Xは仲介業者たる訴外S(ドイツ監督当局から免許を取得していた金融サービス業者で、2005年11月に取引業務停止になっている)との間で、約款に準拠した上場先物・オプション取引執行の事務処理契約(以下「事務処理契約」という)を締結し、その中で、Sはとりわけブローカー業者への口座開設の仲介につき義務を負う一方で、XはSに対して、取引の都度サービス手数料として実現利益の6%を支払うほか、先物・オプション取引の場合には四半期単位で実現利益の10%を支払うものとされていた。またXは先物・オプション取引の売買片道1回につき50ドルの手数料(うちSの取り分は40ドル)を支払うほか、売りもしくは買い1回につき市場価格の2.5%または20ドルのいずれか高い方を株式取引手数料として支払うことが義務付けられていた。

SはXとの事務処理契約に基づき、X名義の専用口座をYに開設し、Xはドイツにある自身の銀行口座から総額で158,380ユーロを当該専用口座に振り替えた。YはSにより取次ぎを受けたオプション取引を順次執行したが、他方で、Xは2003年5～10月の間に約36,907ユーロの返金を受けたほか、2004年1～4月の間に約20,253ユーロの返金を受けるに止まった。そこで、Xは、YはSを通じて公序良俗に反する意図的な侵害行為に関与したとして、当初の振込額との差額101,220ユーロおよびその利息等の支払いを求めて、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起したのが本件である。これに対して、Yは本件につきドイツに国際裁判管轄権がないとして争った。第一審ではドイツの国際裁判管轄権を否

定し、本件提訴を却下したが、控訴審ではXの主張を受け入れ、ドイツの国際裁判管轄権を肯定し、第一審裁判所に差し戻した。そこで、Yは第一審判決の維持を求めて連邦最高裁に上告を行った。

(判決要旨)

連邦最高裁は、Yの上告を認め控訴審に本件の差戻しを行ったが、ブリュッセル I 規則 5 条 3 項に基づきドイツに国際裁判管轄がある旨認めた判断箇所については、正当なものとしてこれを肯定した。

① ブリュッセル I 規則 5 条 3 項の解釈論

ブリュッセル I 規則 5 条 3 項では、被告がYのように欧州連合加盟国に所在している場合において、他の加盟国内で侵害的な事象が生じたときには、不法行為またはそうした行為に起因する請求権が訴訟物を構成する限り、当該他の加盟国においてその被告に対し訴訟を提起し得る旨を規定している。損害賠償義務を根拠付けるに当たり考慮に値する事象が生じた場所（加害行為地）と、こうした事象の結果として侵害が生じた場所（結果発生地）は必ずしも一致するとは限らないことから、原告は加害行為地または結果発生地いずれでも訴訟を提起できる選択権を有すると解される。また、同規則 5 条 3 項は、同規則 5 条 1 項に規定する契約に関連する場合を除き、損害賠償責任を主張するすべての訴訟を含むと解される。

ブリュッセル I 規則 5 条 3 項の解釈に当たっては、秩序ある司法の形成と事案に則した手続処理という理由に照らして、不法行為訴訟の管轄権の所在を正当化し得る牽連性が当該不法行為訴訟と管轄所属国との間に存在していることが必要である。そうした見解の前提として、侵害事象が発生した地の裁判所が訴訟物と地理的に密接であり、証拠調べも容易であることから、その法的紛争を解決するために最も適切な立場にあることが想定されている。

また、ブリュッセル I 規則 2 条 1 項¹³には、被告住所地国に原則とし

¹³ ブリュッセル I 規則 2 条 1 項は次のとおり規定している。

Vorbehaltlich der Vorschriften dieser Verordnung sind Personen, die ihren Wohnsitz im Hoheitsgebiet eines Mitgliedstaats haben, ohne Rücksicht auf ihre Staatsangehörigkeit vor den Gerichten dieses Mitgliedstaats zu verklagen.

て国際裁判管轄を認める旨規定されており、同規則5条3項はその例外規定としての性格を有することから、限定的に解釈されるべきである。すなわち、ブリュッセルI規則5条3項については、原告の選択可能性が当該選択を正当化し得る特別な事由を超えて拡張されるなど、同規則において明文で規定されている限度を超えた適用がなされるべきではない。さもないと、ブリュッセルI規則2条1項の原則管轄の規定は意義を失うし、同規則がそもそも明示的に適用されることを想定していない事案にまで原告住所地国の管轄を認めることになってしまう。

② 本件事案への具体的な適用

原告Xは、利益を生む見込みのない上場先物取引への訴外Sによる仲介を通じて、また被告Yの意図的な関与の下で被った財産的損害の賠償を求めているが、Yの取引関与はXとSの間の事務処理契約に起因する義務の履行に付随して発生した問題ではなく、従って本件訴訟はX S間の事務処理契約に決定的な関連を有するものではない。YがSによる不法行為に故意に関与したか否かという点の判断に当たって決定的に重要なのは、YおよびSの実際の行動であり、Xが当事者になっていないY S間の仲介契約である。

そのうえで、ブリュッセルI規則5条3項に基づきドイツの国際裁判管轄権を肯定した控訴審の判断は、上記解釈論に照らして適切であると判断し得る。ある不法行為に国境を超える形で複数者が関与した場合に、各行為地に相互に管轄を認めるべきか否かについては争いがあるが、本件に関する限りは、結果発生地はドイツなので、いずれにしてもブリュッセルI規則5条3項に基づきドイツの国際裁判管轄権が肯定される。Xは、Yの関与の下で行われたSによる公序良俗に反する意図的な侵害行為の結果として、ドイツの金融機関に開設した彼自身の預金口座から投資資金をYの許に振替えており、賠償対象とされる財産侵害はドイツの金融機関に開設したXの預金口座において生じている。従って、不法行為により引き起こされた預金口座の残高減少という事態は結果発生地の確定に当たって決定的な意義を有している。また、YはSの取引モデルに少なくとも帮助者として意図的に関与しているが、これは手数料構造とその額に照らして投資者に利益を齎さない取引の仲介実績を増やし自身の利益を最大限獲得することが目的である。この取引モデルは、情報

が十分提供されておらず騙されやすい個人をその利殖欲求と無分別に付け込んで顧客として獲得し、その犠牲の下で業者が莫大な利益を得るのであり、投資者によってなされる投資資金の振替こそが不法行為の帰結である。こうした点からも、ブリュッセル I 規則 5 条 3 項で指示される結果発生地は預金口座残高の減少が生じた地ということになる。

また、ブリュッセル I 規則 5 条 3 項にかかる上記解釈は、同規則の管轄決定ルール全般および同規則 5 条 3 項の例外的性格との関係でも適合的である。確かにかかる解釈は、被告住所地国管轄を原則とする同規則 2 条 1 項と異なり、原告である投資者 X の住所地国に管轄を認めるものであるが、被告 Y が X の住所地国に所在する財産に直接的に損害を生ぜしめる不法行為を行った以上は、これを正当化することが可能である。本件事案においてブリュッセル I 規則 5 条 3 項に基づき国際裁判管轄が認められるドイツは、訴訟物のみならず証拠の面でも密接な牽連性を有している。X と S との間の話のやり取りや損害額について証拠が示されたり、X と S の会話に関しては同一の地に所在する証人が召喚される機会も少なくないであろう。

さらに、Y の予見可能性の観点を考慮しても、上記の解釈を変更する必要はない。Y のようなブローカー業者は他の欧州連合加盟国の仲介業者と提携し海外市場を開拓しているのであって、本件事案のように勧誘された投資者が投資資金の振替を行うことにより、自国において自己毀損的な財産処分を行い得ることを十分に予見できたと考えられる。

(口) 2010年3月9日付連邦最高裁判決¹⁴

(事実関係)

原告 X (ドイツ在住のドイツ国籍を有する女性) が被告 Y (米国に所在する米国ブローカー業者) に対して、上場先物・オプション取引の損失につき損害賠償を請求した事案である。Y は訴外 S (ドイツに所在する仲介業者で、2005年11月に取引業務停止になっている) が米国の証券取引所で証券取引を執行できるようにオンラインシステムを提供したほか、S との間で、2003年8月21日に為替決済協定を締結し、S が勧誘し

¹⁴ BGH Urteil vom 9. März 2010 (XI ZR 93/09), RIW 2010, 391.

てきた顧客に対して専用口座を開設したうえで、顧客による注文取引の清算を行う義務を負っていた。

XはSとの間で、約款に準拠した上場先物・オプション取引執行の事務処理契約（以下「事務処理契約」という）を締結したが、その手数料体系および水準は上記（イ）の事案とほぼ同様であった。2003年12月にXはYに開設された専用口座に6,000ユーロを入金したが、2006年初の取引終了時にはXは約205ユーロの返金を受けたに止まったことから、YはSを通じて公序良俗に反する意図的な侵害行為に関与しているとして、Xが当初の振込額との差額約5,795ユーロおよびその利息等の支払いを求めて、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起したのが本件である。第一審はXの請求を却下したが、控訴審はXの主張を取り入れ利息の一部を除きXの請求を認容した。そこでYが連邦最高裁に上告したのが本件である。

（判決要旨）

連邦最高裁は、控訴審の判断を支持しYの上告を却下したが、その中で、本件に関するドイツの国際裁判管轄について、次のように判示している。

控訴審判決では、ZPO32条に基づき、本件に関するドイツの国際裁判管轄権を肯定しているが、これは正当な判断である。

ドイツ連邦最高裁の確定判例によれば、国内土地管轄に関するZPO12条以下の規定は国際裁判管轄をも間接的に規定している。

また、こうしたドイツ国内法の規定は、本件に関してはブリュッセルI規則によって排除されることはない。Yは米国に所在する企業であり、欧州連合加盟国の領域に所在しないことから、同規則4条1項に沿って国内法が適用されるほか、同規則15条2項¹⁵に基づきYをドイツに所在する企業として取り扱うことは認められない。

¹⁵ ブリュッセルI規則15条2項は次のとおり規定している。

Hat der Vertragspartner des Verbrauchers im Hoheitsgebiet eines Mitgliedstaats keinen Wohnsitz, besitzt er aber in einem Mitgliedstaat eine Zweigniederlassung, Agentur oder sonstige Niederlassung, so wird er für Streitigkeiten aus ihrem Betrieb so behandelt, wie wenn er seinen Wohnsitz im Hoheitsgebiet dieses Staates hätte.

Xはドイツ民法（以下「BGB」という）826条および830条に沿ってYの不法行為を立証しており、ZPO32条に基づき不法行為管轄権がドイツに認められる。Xの申立てによれば、Sは利益を生む可能性のない取引をXに持ちかけ、意図的に公序良俗に反する形でXに損害を与えている。YはドイツにおけるこうしたSの不法行為に少なくとも幫助者として関与している。一の不法行為に複数者が関与する場合には、各関与者はその他の関与者がもたらした行為の寄与（Tatbeiträge）について、単にBGB830条のみならず、ZPO32条の領域においてもその責を負わなければならない。

（２）日本

（イ）該当事案に関する裁判例

わが国において、個人投資者が国内仲介業者を通じて取引関係にある外国ブローカー業者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟をわが国裁判所に提起した事案は存在しない。例えば、大阪地判平成16年4月15日判例時報1887号79頁は、国内の個人投資者（原告）がオーストラリアに所在するブローカー業者との間で外国為替証拠金取引を行った結果損失を被ったことから、当該取引を仲介した国内仲介業者（被告）に対し、当該取引が詐欺又は賭博に当たるなど全体として不法行為を構成するとして、損害賠償請求を行った事案である。本判決では、被告による取引行為は詐欺や賭博に該当しないとしつつも、原告の属性を踏まえると本件事案では適合性原則の違反等の違法が認められるとして被告の損害賠償責任を肯定したが、そもそも外国ブローカー業者は本件訴訟の被告になっていない。また大阪地判平成17年11月18日判例時報1927号148頁では、国内の個人投資者（原告）が、カリフォルニア州所在のブローカー業者との間で外国為替証拠金取引を開始するに当たって、国内の外国為替情報コンサルタント会社（被告）が国内の仲介業者を通じて故意の虚偽説明や欺罔行為を用いその結果として同取引により損失を生ぜしめたと主張し、上記情報コンサルタント会社およびその取締役等に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した事案である。本判決においても、情報コンサルタント会社の不法行為に基づく損害賠償責任、

およびその代表取締役等の商法上の善管注意義務及び忠実義務違反に基づく損害賠償責任を肯定したが、やはりカリフォルニア州所在のブローカー業者は本件訴訟の被告とはなっていない¹⁶。

この点、既述の2つのドイツ連邦最高裁の事案では、国内の仲介業者はいずれも2005年11月にドイツ金融当局により金融サービス業者免許を剥奪され取引業務停止になっており、事実関係は明示されていないが、通常これら仲介業者は以降速やかに清算されたものと想定される。すなわち、これら事案では、原告である個人投資者が事後的救済を受けるためには、外国に所在するブローカー業者を相手取り損害賠償請求訴訟を提起するほかなかったという事情が存在したと考えられる。これに対して、わが国の上記事案はいずれもIB形態であり、個人投資者の取引相手は外国に所在するブローカー業者であるにも拘わらず、訴訟当時、国内の仲介業者が引き続き営業活動を継続し国内に所在していたほか、その取締役も同職に止まっていたために、これら国内仲介業者等に対して訴訟を提起すれば足り、敢えて外国ブローカー業者を被告に加える必要性に乏しいという事情が存在していたと言える。逆に言えば、わが国の上記事案ではたまたま国内の仲介業者が訴訟時にも存続していただけのことであり、国内の仲介業者が清算等により消滅していた場合には、わが国においても個人投資者が取引相手方である外国ブローカー業者に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起せざるを得ない事態も想定されるのである。

(ロ) 国際的共同不法行為に関する裁判例

① 東京地判昭和62年6月1日金融商事判例790号32頁

¹⁶ 他にも、東京地判平成17年4月22日 LEX/DB28101060は、外国ブローカー業者との間で外国為替証拠金取引を行い損失を被った個人投資者(原告・複数)が、国内仲介業者の取締役等(被告・複数)に対して、当該取引の違法性・賭博性を主張して、委託証拠金、株式購入代金相当額等の支払を求めた事例である。本判決では、外国為替証拠金取引が賭博の構成要件に該当するとし、公に認められた取引所を通じて行うもの以外は原則として公序良俗に反する違法な取引行為であるとして、原告の請求を一部認容したが、やはり外国ブローカー業者は被告になっていない。

(事実関係)

原告Xは日本に住所を有する日本人であり、かつて被告等と取引関係にあった企業の主宰者である。これに対して、被告Yは香港に居住し、かつて日本に所在する百貨店Aおよび香港に所在するAの完全子会社Bと取引のあった者である（なお、AおよびBは弁論分離前の相被告である）。Xは香港において複数の銀行預金債権を有しており、Yに対して、これら銀行預金債権の保全・管理を委任するとともに、被告においてその債権保全に必要な範囲で預金証書等の保管、預金の入出金のサインを行い得る旨約していた。ところが、YはA、Bと共謀し、Xに無断でこれら預金を全額引き出し、領得したことから、XはYに対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。

(判決要旨)

裁判所は、民法484条により義務履行地が原告の住所地となり旧民事訴訟法5条（現行法5条1号に相当）により日本に国際裁判管轄が認められるとするXの主張について、不法行為事件の国際裁判管轄の決定について旧民事訴訟法5条の義務履行地を基準とすることは被告においてそのことの予測が不可能であって当事者間の公平に反する惧れが大きく、条理に反する結果を招来するとして、適当でないとの見解を示した。また、共同不法行為の共同被告間において旧民事訴訟法21条（現行法7条本文に相当）の関連裁判籍の規定が適用されることを原則として認めつつも、被告が生活上の関係がなく、また自己に対する請求と関連しない地にその意に反して訴えられる等の特段の事情があるときは、主観的併合に関連裁判籍の規定は準用されるべきではないとし、本件事案においては、事実関係に照らしてその特段の事情の存在を肯定した。

そのうえで、裁判所は、国際的共同不法行為の事案における不法行為地裁判籍規定（旧民事訴訟法15条〔現行法5条9号に相当〕）の適用について、「Xは、本件不法行為は、Aの指示によるものであることは明らかであるから、東京も不法行為地の一つであると主張する。しかしながら、本件訴状によると、Xは、Yらが香港においてXの預金を無断で引出し領得した行為を不法行為として損害賠償を請求しているのであり、Aの指示は請求原因を構成するものではない。仮にXが、Aの指示を共謀の事実としてとらえているとしても、共同不法行為における共謀

の事実、民訴法15条の不法行為地を定める基準となるものではない。したがって、本件訴えについて民訴法15条を準用して日本に国際裁判管轄があるとするXの主張は理由がないというべきである。」として、否定的な判断を下した。

② 東京地裁中間判決昭和62年6月1日判例時報1261号105頁
(事実関係)

事実関係は上記①の事案と同じである。本判決では、百貨店A（日本所在）の完全子会社B（香港所在）に対する原告Xの訴えについてわが国に国際裁判管轄権が帰属するかが争点とされた。

(判決要旨)

裁判所は、次に示すとおり、旧民事訴訟法21条の関連裁判籍の規定を準用して、XのBに対する損害賠償請求訴訟についてわが国の国際裁判管轄権を肯定した¹⁷。

「国内の土地管轄を決定する場合において、主観的併合に関連裁判籍の規定（民訴法21条）の適用があるかは争いのあるところであるが、本件のように共同不法行為を事由とする共同被告間においては関連裁判籍の規定の適用があると解すべきである。しかし、国際裁判管轄を定める場合には、各国における私法制度のくい違い、場所的隔たりが大きいことによる訴訟活動の困難性、国内と異なって移送という第一次的管轄を修正する手段が存在しないこと等を考慮しなければならないから、たとい共同不法行為を事由とする共同被告間の場合であっても、関連裁判籍

¹⁷ 東京地判平成元年6月28日判例時報1345号93頁（以下「平成元年東京地裁判決」という）は、日本に居住する日本人である原告Xが、当時自身が代表取締役であった百貨店Y1、その香港所在の完全子会社Y2、Y2の専務取締役Y3を相手取り、Y3がXから管理を依頼されていた香港における銀行預金の返還等に応じなかったことを理由として、債務不履行および不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。本判決においても、上記②の判決と同様に、裁判所は、わが国の国際裁判管轄を肯定することにより却って条理に反するような特段の事情がない限りは、旧民事訴訟法21条を準用してわが国の国際裁判管轄権を認めるのが相当であるとの判断を下し、主観的併合の関連裁判籍の規定を準用する余地について比較的広く認める見解に立っている。

を国内管轄を決定する場合と同様に解することはできない。しかしながら、それは、国際裁判管轄を定めるに当って関連裁判籍の規定を無条件に準用すると、被告は自己と生活上の関係がなく、また自己に対する請求と関連を有しない地にその意に反して訴えられる結果となるおそれがあることがあって妥当でないということであるから、共同不法行為を事由とする共同被告間においては、右のような特段の事情のない限り、国際裁判管轄の決定について関連裁判籍の規定の準用を認めるべきである。」

「Bは香港に所在する外国法人であり、Aと親会社・子会社の関係にあるといっても、親会社と子会社は、それぞれ独立の意思を持つ全く別個の法人格を有するものであり、法人の本店と支店の関係とは明らかに異なるから、わが国の裁判所で本件を審理した場合、被告の防禦活動に若干の不都合を来たすことが予想されないわけではない。しかしながら、一方が他方の100パーセント出資の子会社であり、子会社の役員の全員を親会社の従業員が兼務している場合には、事実上子会社は親会社の指示によって動くことになり、実質的には親会社と子会社の関係は、本店・支店の関係に近づくことになる。そして共同被告間に右のような関係がある場合、親会社所在地の裁判所に訴えが提起されたとしても、海外の子会社は、親会社と連絡を取ることで、代理人を選任することができるし、本件不法行為における審理において最も重要な証人として証拠調べが予想されるS、T及びU（いずれも当時のBの役職員〔本括弧内の記載は執筆者による〕）は現在日本に居住しているのであるから、証拠の収集その他裁判活動にそれほどの支障は生じないと考えられる。そうとすれば、Bには前記のような特段の事情はないといわなければならない。そして、口頭弁論分離前の相被告Aには日本に管轄があるから、Bに対する本件訴えについては、主観的併合の場合の関連裁判籍の規定（民訴法21条）を準用して国際裁判管轄を認めることができる。」

③ 東京地判平成13年5月14日判例時報1754号148頁

（事実関係）

原告Xは、「プロスタグランジン類」等の発明に関する特許権について、訴外Aより専用実施権（以下「本件専用実施権」という）の設定および登録を受けた日本法人であるが、他方、被告Y1は医薬品の製造販売を

行う米国法人、被告Y2は医薬品の製造販売を行うスウェーデン法人、被告Y3は医薬品の輸入・製造販売を行う日本法人であり、Y1の完全子会社である。Y2はXが本件専用実施権を有する特許権の範囲に属する有効成分「ラタノプロスト」を国外において製造していること、Y3はY2が国外で製造した「ラタノプロスト」を輸入したうえで眼圧降下剤等の治療薬（以下「被告製品」という）を製造し販売等を行ったこと、Y1はY3を完全子会社としていること等から、Xは被告らの行為が本件専用実施権を侵害するとして、製造等の差止請求および不法行為ないし共同不法行為に基づく損害賠償請求の訴えを提起した。

（判決要旨）

「本件全記録によるも、本訴において、Xは、Y1及びY2が、我が国において、Xの有する本件専用実施権を侵害したとする具体的な行為（単独不法行為又は共同不法行為を構成する具体的な行為）をしたとの主張及び相応の立証をしたと認めることはできない。上記認定したY1、Y2のいかなる行為についても、それらが、我が国における独立の不法行為ないし共同不法行為と評価される行為であるといえないことは明らかである。…（中略）…（なお、被告製品を製造、販売したY3の行為が、Xの有する本件専用実施権を侵害しないことは、既に、前記において、詳細に認定、判断したとおりであるから、Y3の行為は不法行為を構成しない。したがって、この点からも、Y1及びY2の何らかの行為が、Y3との共同不法行為を構成することはないというべきである。）。したがって、XのY1及びY2に対する訴訟について、我が国内に不法行為地としての裁判籍はないというべきであり、よって、この点を根拠にした国際裁判管轄も否定すべきことになる。」

「なお、不法行為に基づく損害賠償請求に関しては、損害発生地ないし義務履行地としての裁判籍が、我が国内にあるか否かについても検討すると、当事者間の公平の観点に照らすならば、本件において、これを肯定する余地はないというべきである。これに対して、Xは、Y1が、Y3の100パーセント親会社であること、Y2が、Y3と同一グループに属し、スウェーデン国内において「ラタノプロスト」についての基礎開発をしたり、これを製造して、日本へ輸出したりしていることから、不法行為地としての裁判籍を認めるべきであると主張する。しかし、Y3は、

我が国において、法人格を取得して、独自の法的責任の下で経済活動を行っていること、その販売額は、被告製品だけでも、Xの主張によれば年間約100億円に上り、営業活動の規模は決して小さいとはいえないこと、Y3の法人格が全く形式的であり、既に形骸化しているとは到底いえないこと等の事実を鑑みれば、親会社の関係にあるというだけの理由（Y1）や外国において製造行為をしたことやグループの一員であるというだけの理由（Y2）で、我が国内に経営基盤を有しないY1、Y2に対して、過大な負担を強いる結果となる我が国における応訴を強要することは、正に当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するものというべきであるから、Y1、Y2に対する訴訟事件について、不法行為地としての裁判籍を肯定するのは妥当でない。」

④ 東京地判平成19年11月28日 LEX/DB28140016

（事実関係）

原告Xは「データ伝送方式」と称する発明（以下「本件発明」という）について特許権（以下「本件特許権」という）の共有持分を有する日本法人であるが、他方、被告Y1はADSLモデム用チップセット（以下「被告製品」という）の製造販売を行う米国法人であり、被告Y2はその完全子会社たる日本法人であり、被告製品の販売活動のサポートを業務としている。Y1は日本法人である訴外A社およびB社（以下「A社等」という）に被告製品を販売し、これを米国内で引き渡している。またA社等は被告製品が内蔵されたADSLモデムを日本国内に輸入し、同国内でこれを日本法人である訴外C社およびD社（以下「C社等」という）に譲渡した。Xは被告製品を内蔵したモデムによるADSL通信が本件発明の技術的範囲に属するとしたうえで、以下の事由（①～㊟）から、Y1およびY2に対して、不法行為に基づく損害賠償請求および不当利得返還請求の訴えを提起した。

- ① 被告製品の譲渡、輸入、譲渡の申出の各行為はいずれも本件特許権の間接侵害行為に該当することから、A社等はC社等への被告製品を内蔵したADSLモデムの譲渡について不法行為責任を負うが、被告Y1およびY2はこれについて共同不法行為責任を負うこと（主位的主張）。

- ㊤ Y1等による被告製品の譲渡は日本で行われていると評価できること（予備的主張1）。
- ㊦ Y1等は日本において、被告製品の譲渡の申出を行っていること（予備的主張2）。
- ㊧ Y1等は被告製品の心臓部であるウェハーを日本法人である訴外E社に日本において製造させているが、この製造行為はY1等によるものと評価できること（予備的主張3）。

（判決要旨）

まず裁判所は、Y2がY1の営業所と同視でき民事訴訟法4条1項および5項の普通裁判籍に基づきY1についてもわが国の国際裁判管轄を認め得るとしたXの主張を退けたほか、民事訴訟法7条但書および38条に基づきY1に対する訴訟につきY2に対する訴訟との間で主観的併合が成立するとしたXの主張についても、被告製品の製造、同製品のA社等に至るまでの流通にY2が関与していないこと、およびY2による不法行為の実行行為につき立証がなされていないこと等を理由として、これを認めなかった。

他方で、裁判所は次に示すとおり、民事訴訟法5条9号が規定する不法行為地裁判籍を根拠として、Y1に対する訴訟に関してわが国に国際裁判管轄権がある旨の判断を下した。

まず裁判所は、「民訴法5条9号の不法行為地の裁判籍の規定に依拠して我が国の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、〔1〕原告主張に係る不法行為の客観的事実の存在及び〔2〕そのうちの実行行為地又は損害の発生地が日本国内であることが証明されれば足り、違法性や故意過失については立証する必要はないと解するのが相当である。」「そして、共同不法行為においては、上記〔1〕の国際裁判管轄を肯定するために立証すべき客観的事実は、当該不法行為の実行行為、客観的関連共同性を基礎付ける事実又は幫助若しくは教唆行為についての客観的事実、損害の発生及び事実に因果関係であると解するのが相当である。」として、国際的共同不法行為の国際裁判管轄に関する判断枠組を提示する。

そのうえで、不法行為の実行行為、損害の発生および事実に因果関係の要件について、「A社等は、被告製品又は被告製品を組み込んだ

ADSL モデムを輸入し、同 ADSL モデムを C 社に販売しているのであるから、仮に、本件特許が無効とならず、被告製品の輸入、販売等が本件特許権の侵害行為に該当するのであれば、A 社等の上記行為は、本件特許権を侵害する不法行為を構成し、また、本件特許権を有している X に、我が国において、損害は発生しているものと認められる。」との見解を示した。

さらに、客観的関連共同性を基礎付ける事実又は幫助若しくは教唆行為についての客観的事実について、裁判所は、被告製品の一部は Y1 と A 社間で締結された開発協力契約、および Y1 と B 社間で締結された開発協力契約に基づいて製造開発されたものであること、Y1 は A 社等に対して販売した被告製品がそのまま又は ADSL モデムに組み込んだ形で C 社等によって輸入されることを認識しており、そのような認識の下で A 社等に対して積極的に被告製品の販売活動を行ったものと推測されることを認定したうえで、「Y1 には、A 社等の上記不法行為について、少なくとも客観的関連共同性が認められ、また、Y1 の A 社等に対する被告製品の販売行為及びその前提としての営業行為は、A 社等の上記不法行為の幫助ないし教唆行為と評価できるというべきである。」との判断を示した。

3. 裁判例の整理・分析

ここでは、国際的共同不法行為の国際裁判管轄に関するわが国の裁判例について、適宜ドイツの裁判例を参照しつつ整理・分析を行うこととする。

(1) 不法行為地管轄

最近時の裁判例である平成19年東京地裁判決（上記2.（2）（ロ）④）についてみると、第一に重要なのは、国際的共同不法行為に関連して、外国の実行行為者に対する訴えについて不法行為地特別裁判籍（民事訴訟法5条9号）に基づきわが国の国際裁判管轄権を肯定している点である。昭和62年東京地裁判決（上記2.（2）（ロ）①）では、仮に原告が

Aの指示を共謀の事実としてとらえているとしても、共同不法行為における共謀の事実とは旧民事訴訟法15条（現行法5条9号に相当）の不法行為地を定める基準となるものではない旨判示しているが、平成19年東京地裁判決はこうした過去の裁判例の見解を変更していると評価することができる。学説においても、平成19年東京地裁判決の結論に対して反対を唱える見解は存在していない¹⁸。

第二に、平成19年東京地裁判決は不法行為地管轄の立証について客観的事実関係説に立脚している点を指摘することができる。従来より不法行為地管轄の有無を決するに当たって、本案の勝敗を決する程度までに不法行為が存在していることの立証を要求すると、管轄の有無という問題が本案判決の前提であるという位置付けを超えてしまうことから、国際裁判管轄の有無を決するに当たって不法行為の存在をどの程度立証すればよいかという問題が議論されてきたところ、最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁（以下「平成13年最高裁判決」という）は、平成13年東京地裁判決（上記2.（2）（ロ）③）を含む下級審で主流とされてきた管轄原因一応の証明説に拠るのではなく、管轄の判断の局面において本案審理よりも立証の範囲を限定する客観的事実関係説を採用するに至ったのである¹⁹。学説の中にも同説を支持する見解は多い²⁰。平成19年東京地裁判決はこの平成13年最高裁判決を踏まえ、国際的共同不法行為

¹⁸ 平成19年東京地裁判決の評釈としては、多田望「判批」平成20年度重要判例解説〔ジュリスト1376号〕342頁（2009年）、駒田泰土「判批」Law&Technology 45号72頁（2009年）、同「判批」速報判例解説〔法学セミナー増刊〕4号189頁（2009年）、申美穂「判批」ジュリスト1386号145頁（2009年）等がある。理由付け等につき疑問を示すものもあるが、本判決の結論自体にはいずれも賛成の立場を示している。

¹⁹ こうした学説の流れについては、櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選〔新法対応補正版〕』（有斐閣、2007年）171頁〔高橋宏志執筆〕を参照。

²⁰ 斎藤秀夫他編著『注解民事訴訟法（5）〔第2版〕』（第一法規、1991年）448-449頁〔山本和彦執筆〕、高橋宏志「国際裁判管轄における原因符合」『原井龍一郎先生古希祝賀・改革期の民事手続法』（法律文化社、2000年）323-324頁、越山和宏「判批」判例時報1585号207頁（1997年）、村上正子「判批」法学教室257号134頁（2002年）等がある。

についても客観的事実関係説を採用することを明確に判示している。ちなみにドイツでは、国際裁判管轄に関して、原告が事実の主張を論理一貫した形で行い、その主張内容を前提とすれば自国域内で不法行為がなされたことが明らかである場合には、当該原告の主張の真偽を問うことなく国際裁判管轄を肯定するという、いわゆる管轄原因仮定説が採用されている²¹。つまりは、管轄の立証においては原告の申立が真実であることが仮定され、訴訟の過程で原告の申立が事実と異なることが判明すれば、本案審理の問題として訴えが棄却されることになる²²。2010年7月13日付ドイツ連邦最高裁判決（上記2.（1）（イ））においても、「管轄は実際に不法行為がなされたかということに左右されない。必要な事実について論理的な申立が原告によってなされていれば十分である。こうした事実の確定は訴訟の理由具備性を判断するに当たって初めて必要になる」²³としており、ドイツにおける通説・判例に沿った判断が下されている。なお平成13年最高裁判決では、管轄原因仮定説について、わが国との間に何らの法的関連が存在しない事案についてまで被告にわが国での応訴を強いる惧れがあり、当事者の公平性の観点から不当であるとの見解が示されており²⁴、わが国の裁判実務においてはこの問題に関してドイツと異なる見解が採用されるに至っている²⁵。

²¹ Musielak, a.a.O (Fn.6), § 32 Rdn.19 [C.Heinrich]; L.Rosenberg/H.Schwab/P.Gottwald, Zivilprozessrecht, 17 Aufl. (C.H.Beck, 2010), § 39 Rdn.3ff; R.Zöller, ZPO, 28 Aufl. (Dr. Otto Schmidt, 2010), § 12 Rdn.14 [M.Vollkommer]; BGH Urteil vom 24. September 1986 (VIII ZR 320/85), BGHZ 98, 263; BGH Urteil vom 28. Februar 1996 (XII ZR 181/93), NJW 1996, 1411; BGH Urteil vom 13. Oktober 2004 (I ZR 163/02), NJW 2005, 1435; BGH Urteil vom 30. März 2006 (I ZR 24/03), BGHZ 167, 91; BGH Urteil vom 6. November 2007 (VI ZR34/07), WM 2008, 479; OLG Frankfurt/M Urteil vom 8. Juni 2006-16 U 106/05, ZIP 2006, 2385.

²² Musielak, a.a.O (Fn.6), § 32 Rdn.19 [C.Heinrich].

²³ a.a.O. (Fn.12), 1591.

²⁴ この点を詳述したものとして、高橋・前掲注（20）312頁以下を参照。

²⁵ なお国内土地管轄としての不法行為地特別裁判籍に関しては、わが国学説においても管轄原因仮定説が有力に主張されている（この点に関しては、櫻田＝道垣内編・前掲注（19）171頁〔高橋宏志執筆〕、兼子一『新修民事訴訟法体

第三に、平成19年東京地裁判決は国際的共同不法行為を巡る国際裁判管轄について具体的な要件を提示しており、判決文中において、㉞不法行為の実行行為、㉟客観的関連共同性を基礎付ける事実又は幫助若しくは教唆行為についての客観的事実、㊱損害の発生、および㊲事実的因果関係の各要件の立証を要するとしている。このうち、国際的共同不法行為に特有の要件として本判決が掲げたのは㉟の要件であると言える²⁶。こうした判断枠組については、その結論を含めて全面的に支持する見解²⁷もあるが、他方で、これに批判的な見解も示されている。その中には、本来外国における教唆・幫助行為と内国における侵害結果の発生との間には直接的な事実的因果関係はないが、教唆・幫助者と実行行為者との間に一定の共同関連性があれば直接的な事実的因果関係の要件の証明が軽減されるという判断枠組には一定の評価を与え得るものの、他の行為者との共同性等を問うまでもなく、各行為者の実行行為、侵害結果、および両者間の事実的因果関係という従前の不法行為地管轄要件が満たされる可能性があり、こうしたケースについてまで㉟の要件を追加的に課す必要があるか疑問とする批判（第一の批判）²⁸や、平成19年東京地裁判決は客観的関連共同性と言いつつも、A社およびB社の実行行為に対する被告Y1の認識や意思的関与の程度まで含めた諸事情を勘案しており、客観的事実関係説の事案への当てはめを正確に行って

系〔増訂版〕』（酒井書店、1965年）93-94頁、鈴木正裕他『演習民事訴訟法』（有斐閣、1982年）29頁以下〔鈴木正裕執筆〕、新堂幸治『新民事訴訟法〔第4版〕』（弘文堂、2008年）116頁等を参照）。もっとも、裁判実務は管轄原因仮定説に拠っておらず、裁判所は管轄について疑義がある場合には管轄の有無について一応の証拠調べを行い、他の裁判所に管轄があると判断したときには直ちに移送決定するほか、他方で証拠調べの結果一応管轄があると認め得るときには直ちに管轄違いの抗弁を却下しないで本案審理を行い、その後管轄がないことが明確になればその時点で管轄裁判所に移送する取扱いがなされているようである（菊井維大＝村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅰ〔補訂版〕』（日本評論社、1993年）155-156頁、高橋・前掲注（20）313頁）。

²⁶ 多田・前掲注（18）344頁、申・前掲注（18）147頁。

²⁷ 駒田・前掲注（18）〔Law&Technology 45号〕72頁以下、同・前掲注（18）〔速報判例解説4号〕189頁以下。

²⁸ 申・前掲注（18）147頁。

いないとする批判（第二の批判）²⁹が寄せられている。これら批判を呈する学説も外国における共同不法行為者につきわが国の国際裁判管轄を肯定した平成19年東京地裁判決の結論自体に対しては賛成の立場に拠っていることをまずもって心に留め置くべきであるが、そのうえで近時のドイツ連邦最高裁判決を踏まえるとこれら批判の内容には首肯できる側面があるのも事実である。例えば、第一の批判に関連して論ずれば、2010年7月13日付ドイツ連邦最高裁判決では、「被告Yが原告Xの住所地国に所在する財産に直接的に損害を生ぜしめる不法行為を行った以上は、Xの住所地国に国際裁判管轄が所在することを正当化することは可能である（Dies ist aber aufgrund der -hier unterstellten- unerlaubten Handlung der Beklagten, die unmittelbar einen Schaden des im Wohnsitzstaat des Klägers belegenen Vermögens verursacht hat, gerechtfertigt.）」³⁰としており、これは共同不法行為者である外国ブローカー業者の実行行為（国内仲介業者への幫助行為）とドイツ国内における原告預金口座の残高減少との間に直接的に事実的因果関係が存在していることを認定していると評価でき、必ずしも平成19年東京地裁判決のように、国内外の行為者間における客観的関連共同性の存在を要件とする必要がないことを示していると位置付けることができる。また、第二の批判に関連して論ずれば、被告である外国の不法行為者の認識や意思的関与の程度を要件化するという方法と、そうした事情を一切考慮しないという方法のいずれかを採ることが考えられる。例えば、2010年7月13日付ドイツ連邦最高裁判決は、被告である外国ブローカー業者がドイツ国内において原告である個人投資者の財産が毀損されるという侵害発生につき予見可能であったか否かを考慮のうえ検証しているが、これなどは、被告の認識や意思的関与といった要件を、外国に所在する被告を内国裁判所の管轄に服せしめるのが当事者の公平等の観点からみて適当か否かを判断するための枠組みの中に組み込もうとする試みとして捉えることが可能である。駒田泰土准教授は、平成19年東京地裁判決に関して、「外国親会社等について、わが国特許権侵害の共同不法行為に基づ

²⁹ 申・前掲注（18）147頁、多田・前掲注（18）344頁。

³⁰ aa.O. (Fn.12), 1593.

く国際裁判管轄を肯定するには、当該親会社等の行為が日本の特許権侵害に『向けられている』というだけの客観的事実を要しよう。とくに、本件事案の場合は、本件特許権の直接の被疑侵害者であるA・B各社とY1との間には親子関係すらないのだから、より慎重な判断を要するというべきであろう。この点、本判決は、Y1およびA・B各社等の間の契約関係を詳細に認定して、Y製品（被告製品〔本括弧内の記載は執筆者による〕）が日本国内に流通することについてY1が予見可能性を有していたことを明らかにしており、判断手法として是認しうる」との見解を示している³¹が、こうした見解も同様のスタンスに立脚するものと評価して差し支えないと思われる。他方で、2010年3月9日付ドイツ連邦最高裁判決（上記2.（1）（ロ））では、一的不法行為に複数者が関与する場合には、各関与者はその他の関与者がもたらした行為の寄与（Tatbeiträge）について、手続法上もその責を負わなければならないとし、外国ブローカー業者をドイツの国際裁判管轄権に服せしめるに当たって、主観的な認識や意思的関与の存在について特段の言及を行っていない。J.Ellenberger 判事は、従来のドイツ連邦最高裁の判決例³²を踏まえつつ、「国内投資仲介業者と外国ブローカー業者が過度な売買勧誘行為で提訴される事案では、両者が共同行為関係にあるとして扱われる限りは、外国ブローカー業者についても、ZPO32条に基づきドイツの国際裁判管轄権が肯定される。この場合、各関与者は他の関与者による行為の寄与について、BGB830条1項のみならず、ZPO32条の領域においてもその責を負わなければならない。同様のことは教唆者および幫助者にも該当する（BGB830条2項）。さらに、加害行為地が外国であるが、結果発生地がドイツである事案でもZPO32条の適用が肯定される。投資者の国内財産が毀損された場合などは通常はこうした事案に該当する。また、外国ブローカー業者と国内投資仲介業者との間に利益還元契約（Kick-Back-Vereinbarung）があり、後者がドイツで取引契約を締結

³¹ 駒田・前掲注（18）〔速報判例解説4号〕192頁。

³² BGH Urteil vom 6. Februar 1990 (XI ZR 184/88), WM 1990, 462; BGH Urteil vom 22. November 1994 (XI ZR 45/91), WM 1995, 100; BGH Urteil vom 28. Februar 1989 (XI ZR 70/88), WM 1989, 1047.

している場合には、前者に対する訴訟についても、ZPO32条に基づきドイツの国際裁判管轄が肯定される。この場合には加害行為地も結果発生地もドイツに所在するからである」³³との議論を展開しているが、2010年3月9日付ドイツ連邦最高裁判決もこうした議論に沿ったものと位置付けることが可能である。またドイツの学説でもZPO32条に関してこうした裁判所の見解を支持するものは多数に上っている³⁴。やはり多田望教授が平成19年東京地裁判決に関して、「日本の特許権侵害をした者（Z）を外国で教唆・幫助した者（Y）に対する訴訟について、単純に『原則として、Yの教唆又は幫助行為により、Zの直接侵害行為が行われた我が国において損害が発生したとの客観的事実関係が証明されれば、特段の事情がない限り、我が国の裁判所に国際裁判管轄を認めてよいと思われる』との線に沿った基準の方が、まだ問題が少ないように思われる」³⁵との見解を示しているが、これも被告の認識や意思的関与の有無を考慮しないとの立場に依拠するものである。

もっとも、この第三の論点のうち、第一の批判については必ずしも平成19年東京地裁判決に対する有効な批判とは言い難い。すなわち、外国所在の被告による行為について、国内所在の直接の実行者と全く別個独立に、国内で生じた結果との間に因果関係が認定されるのであれば、国際的共同不法行為という概念を用いず単独の不法行為としても処理できるはずであり、こうしたケースにまで、「客観的関連共同性を基礎付ける事実又は幫助若しくは教唆行為についての客観的事実」という要件（上記④）を殊更持ちだす必要がないことは論を俟たない。複数行為者間の客観的関連共同性の要件は外国所在の被告による行為と国内で生じた結果との間の因果関係という要件と代替可能性を有すると捉えれば足りるのであって、第一の批判が想定しているケースにおいては、複数行為者

³³ J.Ellenberger, Die neuere Rechtsprechung des Bundesgerichtshofes zum Börsenterminhandel, WM Sonderbeilage Nr.2, 1999, 22.

³⁴ Zöller, a.a.O. (Fn.21), § 32 Rdn.13 [M.Vollkommer]; Nagel/Gottwald, a.a.O. (Fn.6), § 3 Rdn.356; Thomas/Putzo, a.a.O. (Fn.6), § 32 Rdn.5 [R.Hüßtege]; Musielak, a.a.O. (Fn.6), § 32 Rdn.13 [C.Heinrich]; Münchener Kommentar Zivilprozessordnung, 3.Aufl. (C.H.Beck, 2008), § 32 Rdn.14 [R.Patzina].

³⁵ 多田・前掲注（18）344頁。

間の客観的関連共同性の要件の立証に拠らず、単に外国所在の被告と原告の間、国内所在の直接の実行者と原告の間それぞれに別個に2つの不法行為が並存していることを立証しても何ら差し支えないと思われる。他方で、第二の批判については、既述のとおりわが国の学説でも賛否両論があるが、やはり過剰管轄を回避し外国所在の被告の予見可能性を確保すべきという実際的な要請を踏まえると、わが国の国際裁判管轄の有無についてきめ細かい判断をなし得る枠組みを設ける必要があることに留意すべきであろう。また主観的事実と客観的事実との区別は必ずしも一義的に容易に決まるものではなく³⁶、国際投資取引においては、外国ブローカー業者等の行為がわが国の投資者の財産権侵害に向けられていると評価し得る程度の客観的事情の存在を要件として盛り込んだとしても、必ずしも客観的事実関係説と齟齬を生ぜしめるわけではないように思われる。例えば、外国ブローカー業者がわが国の仲介業者にわが国投資者との取引仲介を依頼しており、当該仲介業者が自身の顧客勧誘方針等を外国ブローカー業者に送付しているような場合であって、当該顧客勧誘方針がわが国の金融商品取引法をはじめとする勧誘規制体系に抵触しているときには、当該外国ブローカー業者に対するわが国の国際裁判管轄を肯定しても差し支えないであろう。裏を返せば、外国ブローカー業者が仲介依頼を行った国内仲介業者による不当な勧誘行為の態様を知り得なかったと評価し得る客観的事情があれば、外国ブローカー業者に対するわが国の国際裁判管轄権を否定すればよいと考えられる。

(2) 主観的併合

国際的共同不法行為について、国内に所在する共同不法行為者のみならず、海外に所在する共同不法行為者についても不法行為地特別裁判籍に基づきわが国の国際裁判管轄権が肯定されるのであれば、特段主観的併合に基づく関連裁判籍の有無を検討する必要に乏しいが、平成19年東京地裁判決でも本論点が取り上げられており、被害者が予備的主張として関連裁判籍の存在を主張する可能性もあるので、本稿にても一応論じ

³⁶ 小林秀之＝村上正子『国際民事訴訟法』（弘文堂、2009年）64-65頁。

ておく。

被害者である国内投資者が国内の仲介業者とともに、外国ブローカー業者に対しても損害賠償請求訴訟を提起する場合には、主観的併合により、後者に対する訴訟についてもわが国の国際裁判管轄を肯定する余地が存在するであろう。この点、平成19年東京地裁判決では、「相被告に対する請求と当該被告に対する請求との間に、固有必要的共同訴訟の関係ないしそれに類似する程度の強固な関連性があることが認められる場合など、特に我が国の裁判所に国際裁判管轄を認めることが当事者間の公平、裁判所の適正・迅速を期するという理念に合致する特段の事情が存する場合には、我が国の裁判管轄を認めることが条理に適うと解される。そこで、民事訴訟法7条但書、38条前段の規定に依拠した国際裁判管轄は、原則として認められず、上記のような強固な関連性が認められる場合にのみ認められると解するのが相当である」とし、主観的併合による国際裁判管轄の肯定に当たっては、合一確定の必要（民事訴訟法40条）という意味での請求相互間の関連性という要件を満たす必要がある旨示唆している³⁷。平成19年東京地裁判決を踏まえると、国際的共同不法行為に関して主観的併合による国際裁判管轄が認められる余地は殆ど存在しないことになるであろう³⁸。

しかしながら、平成19年東京地裁判決における主観的併合に関する判旨は、従来の見解に比べても些か厳格に過ぎると考えられる。学説においても平成19年東京地裁判決と同様の見解を唱える立場があるのも事実である³⁹が、わが国裁判実務では、必要的共同訴訟に限らず比較的緩やかに主観的併合に基づき国際裁判管轄を肯定しているように思われる。例えば、昭和62年東京地裁中間判決（上記2.（2）（ロ）②）では、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期することを基本理念として、条理

³⁷ 申・前掲注（18）148頁。なお、高部真規子「判解」『最高裁判所判例解説 民事編 平成13年度（下）』（法曹会、2004年）506頁も同様の見解に拠る。

³⁸ わが国民事訴訟法上、共同不法行為に基づく複数人に対する損害賠償請求訴訟は必要的共同訴訟と位置付けられていない。

³⁹ 齋藤彰「判批」ジュリスト942号123頁（1989年）、矢澤昇治「判批」ジュリスト998号134頁（1992年）。

に反するような特段の事情が認められない限り、国際裁判管轄の決定に当たっては関連裁判籍の規定（旧民事訴訟法21条）の準用を原則として認めるべき旨を判示している⁴⁰ほか、最判平成10年4月28日民集52巻3号853頁（以下「平成10年最高裁判決」という）においても、「同一の実体法上の原因に基づく訴訟であって、相互に密接な関連を有しているから、統一的な裁判をする必要が強いといえることができる」との理由で、主観的併合を認め、これに基づきわが国の国際裁判管轄を肯定するに至っている⁴¹。また学説においても、渡辺惺之教授が主観的併合に基づく国際裁判管轄を肯定するに当たっては、「わが国内民法上のいわゆる判決の『合一確定の必要』（民訴40条）ある場合（必要的共同訴訟）に狭く限られるべきではなく、通常共同訴訟とされる場合にも、相当な必要性が認められるならば肯定されるべきであろう（たとえば、連帯債

⁴⁰ 平成元年東京地裁判決（事案の概要については前掲注（17）を参照）も同旨。なお、東京地判昭和62年7月28日判例時報1275号77頁では、国際裁判管轄に関して主観的併合は原則として許されないとしつつも、当事者間の公平、裁判の適正・迅速という理念に合致する特段の事情が存する場合には例外的にわが国の国際裁判管轄を肯定しているなど、下級審判決では、併合管轄に関しては「特段の事情」が例外的肯定の根拠として機能するのが通常である（この点につき、河邊義典「判解」『最高裁判所判例解説 民事編 平成10年度（上）』（法曹会、2001年）475頁。なお、東京地判平成2年10月23日判例時報1398号87頁、東京地判平成3年1月29日判例時報1390号98頁、東京地判平成7年4月25日判例時報1561号84頁、東京高判平成8年12月25日高民集49巻3号109頁、東京地判平成9年2月5日欄例タイムズ936号242頁、東京地判平成19年11月28日LEX/DB28140016（上記2.（2）（ロ）④）、東京地判平成20年4月11日判例タイムズ1276号332頁等も参照）。もっとも、昭和62年東京地裁中間判決（上記2.（2）（ロ）②）および平成元年東京地裁判決は「特段の事情」が例外的否定の根拠として機能しており、これら判決については、通常のケースと異なり、原則と例外が逆転していることに留意する必要がある。

⁴¹ 本判決の評釈としては、伊藤眞＝高橋宏志＝高田裕成編『民事訴訟法判例百選〔第3版〕』（有斐閣、2003年）252頁〔中西康執筆〕、河邊・前掲注（40）450頁、山本和彦「判批」平成10年度重要判例解説〔ジュリスト1157号〕297頁（1999年）、酒井一「判批」私法判例リマックス1999（下）158頁（1999年）、渡辺惺之「判批」判例時報1670号201頁（1999年）、安達栄司「判批」NBL678号62頁（1999年）がある。

務、共同不法行為による損害の賠償のように、後の求償の関係から統一
的裁判が望ましい場合等)」との見解を唱えておられる⁴²。また、諸事情
を検討し、併合裁判籍を認めることが当事者間の公平、裁判の適正・迅
速を期するという理念に合致するときは国際裁判管轄を認めてよいとす
る見解も示される⁴³など、最近では、必要的共同訴訟に限らず、比較的
緩やかに主観的併合に基づく国際裁判管轄を肯定する学説が有力に主張
されている⁴⁴。

加えて、現在国会に提出されている「民事訴訟法及び民事保全法の一
部を改正する法律案」（以下「国際裁判管轄法案」という）では、数人
からの又は数人に対する訴えで数個の請求をする場合において、日本の
裁判所が一の請求について管轄権を有し、他の請求について管轄権を有
しないときは、訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であ
るとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、日本
の裁判所にその訴えを提起することができるとする旨の規定が設けられ
ている⁴⁵。必要的共同訴訟に限ることなく通常共同訴訟であっても主観

⁴² 木棚照一＝松岡博＝渡辺惺之『国際私法概論 [第5版]』（有斐閣、2007年）
305頁[渡辺惺之執筆]。渡辺惺之「判批」ジュリスト715号112頁（1980年）も同旨。

⁴³ 斎藤秀夫他編著『注釈民事訴訟法（1）[第2版]』（第一法規、1991年）312
頁[小室直人・松山恒昭執筆]。

⁴⁴ 河邊・前掲注（40）475頁。他にもこうした見解に立つものとして、高桑昭
＝道垣内正人編『新・裁判実務大系3 国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林
書院、2002年）134-135頁[櫻田嘉章執筆]、松岡博『現代国際私法講義』（法
律文化社、2008年）299頁、本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法』
（有斐閣、2005年）64頁[中野俊一郎執筆]、海老沢美広「判批」昭和54年度重
要判例解説[ジュリスト718号]303頁（1980年）、三井哲夫「判批」判例時報
1361号216-218頁（1990年）等がある。

⁴⁵ 国際裁判管轄法案第1条（民事訴訟法3条の6）には、「一の訴えで数個の
請求をする場合において、日本の裁判所が一の請求について管轄権を有し、他
の請求について管轄権を有しないときは、当該一の請求と他の請求との間に密
接な関連があるときに限り、日本の裁判所にその訴えを提起することができる。
ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第38条前段に定める場
合に限る。」との規定が置かれている。本条項の但書が主観的併合に関連した
規定箇所である。

の併合によるわが国国際裁判管轄を肯定する見解に立脚した規定内容であり、法制審議会国際裁判管轄法制部会の審議過程では、主観的併合をやや広く認めすぎるとの懸念も示された⁴⁶が、最終的に現行案のとおり要綱として取りまとめられた経緯がある。国際裁判管轄法案では、同時に「特段の事情」条項が明文で設けられており⁴⁷、特段の事情により当事者間の公平、裁判の適正・迅速という理念に基づきわが国の国際裁判管轄が否定されるケースも存在すると思われるが、他方において、そうした事情がない限りは、原則として国際的共同不法行為に基づく損害賠償請求訴訟においても、主観的併合に基づき、わが国の国際裁判管轄権が比較的緩やかに認められるものと考えられる。

4. 若干の追加的検討

(1) 国際的共同不法行為における結果発生地管轄

ドイツでは、共同不法行為であろうが、単独不法行為であろうが、その侵害結果が自国内で生じている限りにおいて、不法行為地特別裁判籍に基づき自国の国際裁判管轄を肯定するという見解が一貫して採用されている。2010年7月13日付ドイツ連邦最高裁判決（上記2.（1）（イ））はその好例である。

これに対して、わが国においては、平成13年東京地裁判決（上記2.（2）（ロ）③）を巡って、この論点に関する見解に相違がみられる。本事案では、日本企業（Y3）の外国親会社であるY1や外国関連企業であるY2に対する国際裁判管轄権の有無が問題とされ、東京地裁はこの点につき否定的な見解を示したわけであるが、神前禎教授は、「わが国に不法行為地が存在しないと判断する際、不法行為地としてもつばら加害行為地のみを問題としているように思われる。そのことは、第一に、Y

⁴⁶ 法制審議会国際裁判管轄法制部会第5回会議議事録8頁〔手塚裕之委員発言〕。

⁴⁷ 特段の事情（法案においては「特別の事情」という文言を使用）に関しては、国際裁判管轄法案第1条（民事訴訟法3条の9）に規定が設けられている。

2等の具体的な侵害行為がわが国で行われていないことから直ちにXの主張を斥けていること、第二に、損害発生地については、不法行為地の裁判籍がわが国にないという結論を述べた後に、義務履行地と並んで簡単に触れていることから窺われる」との正当な分析を行っておられる⁴⁸。この点を巡って、学説では、日本国内での実行行為を認定できない以上はわが国の国際裁判管轄権を肯定し得ないとし、本判決の立場に賛同する見解も示されている⁴⁹が、他方で、わが国においてXの有する特許専用実施権が侵害され損害が生じていることを理由に、わが国に不法行為地特別裁判籍を認めることも十分に考えられたとする批判が複数寄せられている⁵⁰。共同不法行為の場合にのみ殊更、結果発生地であることを不法行為地特別裁判籍の根拠としない理由はなく、後者の見解が妥当であるとする。むしろ、外国所在の共同不法行為者においてわが国での結果発生を予見し得るような客観的事情が存在するのであれば、当事者間の公平、裁判の適正・迅速という理念に照らしても、わが国の国際裁判管轄権を積極的に肯定していくのが適当と考えられる。平成19年東京地裁判決も、わが国が結果発生地であることを認定したうえで、海外に所在する共同不法行為者についてもわが国の国際裁判管轄に服せしむるのが相当とする判旨を展開しており、後者の見解に立脚していると評価して差し支えないであろう。

次に、国際的投資取引を念頭に置いた上で、結果発生地がどこに求められるべきかという問題がある。2010年7月13日付ドイツ連邦最高裁判決では、ブリュッセル I 規則 5 条 3 項に関連して、これを投資者の口座残高の減少が生じた地 (Ort der Minderung des Kontoguthabens) であると結論付けている⁵¹。P.Mankowski 博士は、同条項に関して、勧誘者の詐欺により投資者が新たな口座を開設し、自身の既存口座から新口

⁴⁸ 神前禎「判批」ジュリスト1263号195頁（2004年）。

⁴⁹ 中山信弘＝相澤英孝＝大渕哲也編『特許法判例百選 [第3版]』（有斐閣、2004年）217頁 [道垣内正人執筆]。

⁵⁰ 神前・前掲注(48) 195-196頁、渡辺惺之「判批」Law&Technology18号25頁（2003年）、申・前掲注(18) 147頁、木棚照一「国際知的財産権紛争の国際裁判管轄権と準拠法」特許研究38巻10頁（2004年）。

⁵¹ aa.O. (Fn.12), 1593.

座への資金振替を行わされた事案を想定したうえで、こうした事案では、既存口座（振替元口座）を連結点とするのが適切であるとの見解を示している。同博士によれば、その根拠は、①不法行為者は詐欺的勧誘の中で新口座の開設場所を誘導し被害者の選択を著しく狭めることが容易であること、②不法行為者は被害者の振替元口座の所在を容易に突き止め得るため、当該口座の所在地に管轄を認めても、その予見可能性を損なわないこと、③不法行為者は被害者を詐欺的に取引関係に引き込んだ張本人であることから、因果関係の要件において困難な問題が生じないこと等に求められるとする⁵²。また S.Leible 博士は、欧州司法裁判所が結果発生地を直ちに原告住所地に結び付けないとのスタンスを堅持しているとしたうえで、特に投資詐欺の事案における結果発生地を巡っては財産の中心地（Vermögenszentrale）に焦点を当てることが重要であると主張する。そして、この場合には、資金の振替自体が不法行為の結果である以上、振替による資金の流出場所（Ort des Abflusses）こそが結果発生地と考えるべきであると結論付けている⁵³。なおブリュッセル I 規則 5 条 3 項の前身であるルガノ条約 5 条 3 項に関して、ドイツ在住の投資者がスイス所在の資産管理会社との間で資産管理契約を締結し、同契約に基づきドイツの銀行口座からスイスの銀行口座に資金を振替えたものの、その後当該契約を解除したにも拘らず一部の返金に止まった事案において、被害者である投資者の振替元口座の所在地であることを理由に、ドイツの国際裁判管轄を肯定している⁵⁴。

⁵² U.Magnus/P.Mankowski, Brussels I Regulation (Sellier, European Law Publishers, 2007), Art.5 Rdn.239 [P.Mankowski]; P.Mankowski, Entwicklungen im Internationalen Privat- und Prozessrecht 2004/2005 (Teil2), RIW 2005, 561, 562.

⁵³ T.Rauscher, Europäisches Zivilprozeßrecht, 2.Aufl (Sellier, European Law Publishers, 2006), Brüssel I-Verordnung Art.5 Rdn.86b [S.Leible]. その他同じ見解を採るものとして、Musielak, aa.O. (Fn.6), EuGVVO Art.5 Rdn.24 [A.Stadler]; A.Junker, Ammerkung zum EuGH Urteil vom 10. Juni 2004, ZZPInt 9, 200, 205f (2004) 等がある。

⁵⁴ BGH Versäumnisurteil vom 6. November 2007 (VI ZR 34/07), NJW-RR 2008, 516.

ZPO32条に関しても、こうした結論は一般に妥当するものと考えられている。1994年11月22日付ドイツ連邦最高裁判決⁵⁵で取り扱われたのは、国内の2人の投資者が米国（ニューヨーク）に所在するブローカー業者との間で商品先物取引を行い、両者の仲介はフランクフルトに所在する仲介業者が一手に行う一方で、当該ブローカー業者が取引の決済目的のためにこれら投資者の口座管理の委託を受けていたが、仲介業者が過当売買（Churning）を行った結果損害が生じたとして、これら投資者がブローカー業者と仲介業者を相手取り、共同不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起した事案である。本事案では、ニューヨーク所在のブローカー業者に対しても ZPO32条に基づきドイツの国際裁判管轄権を肯定すべきかが争われたが、ドイツ連邦最高裁は、ブローカー業者と仲介業者が共同し、異常なほどの過当取引によって投資者の銀行口座に23%超の損害を齎し、これら投資者も法外なまでの取引回数が原因で、損害の把握が遅れ取引の繰り返しに至ったことを認定したうえで、共同不法行為者である米国ブローカー業者に対しても、ZPO32条に基づきドイツの国際裁判管轄を認める旨の判断を下している⁵⁶。

（２）国際的共同不法行為における加害行為地管轄

2010年3月9日付および同年7月13日付ドイツ連邦最高裁判決、平成19年東京地裁判決ではいずれも不法行為の結果発生地（Erfolgsort）が法廷地国内であったことから、厳密な意味で加害行為地（Handlungsort）を特定する必要がなかったが、そうでない場合（例えば、原告である投資者の預金口座が法廷地国以外の第三国に所在する金融機関店舗に開設されていた場合）には、各関係者が行為を行った地が各々、共同不法行為に関与した者全員について国際裁判管轄権を有するか否かを議論する必要が生ずるであろう。わが国において、平成13年東京地裁判決および

⁵⁵ BGH Urteil vom 22. November 1994 (XI ZR 45/91), NJW 1995, 1225.

⁵⁶ なお、この判決を支持するものとして、Münchener Kommentar, aa.O. (Fn.34), § 32 Rdn.32 [R.Patzina]; Zöller, aa.O. (Fn.21), § 32 Rdn.17 [M.Vollkommer]; Musielak, aa.O. (Fn.6), § 32 Rdn.17 [C.Heinrich] がある。

同判決を支持する見解は、侵害結果がわが国国内で発生していても、外国所在の共同不法行為者による行為自体がわが国国内でなされていない限り、わが国の国際裁判管轄権は認められないとの立場を採っており、こうした考えを突き詰めれば、外国所在の共同不法行為者自身による行為がわが国国内でなされていないうえに侵害結果すらわが国国内で生じていない事案において、外国所在の共同不法行為者についてわが国の国際裁判管轄権を認めるのは一層困難であるとの結論に帰着するものと考えられる。他方で、平成19年東京地裁判決では結果発生地が日本国内であることが認定されており、本論点は同判決の射程外にあると評価し得るし、国際的共同不法行為の事案において外国所在の行為者にわが国の国際裁判管轄権が及ぶことを肯定する学説においても、わが国が結果発生地国であることをその前提にしていると考えられる⁵⁷。

この点に関して、ドイツでは見解が分かれている。まず、本論点につき肯定的な見解を示す学説がある⁵⁸。P.Mankowski 博士は、ブリュッセル I 規則 5 条 3 項に関連して、①同条項は被告自身の行為に限定する趣旨ではなく、被告が法律上責任を持ち得る関与者の行為をも対象としているのであって、裁判管轄を主犯格の不法行為者の行為地に限定するのは説得的ではないこと、②複数者により不法行為が分割的になされたからといって、一人が単独ですべての不法行為を実施したケースとは異なる結論が導出されてはならないこと、③原告は不法行為の関与者が行為を行なった地に限りその責任を問えるに止まることから、原告による正当視され得ないフォーラム・ショッピングの危険性が存在しないこと等を

⁵⁷ 木棚照一編著『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』（経済産業調査会、2003年）152-153頁〔渡辺惺之執筆〕、高部真規子「特許権等登録を要する知的財産権に関する訴訟の国際裁判管轄」『知的財産紛争をめぐる国際的な諸課題に関する調査研究報告書』（知的財産研究所、2002年）74頁、神前・前掲注（48）195-196頁、多田・前掲注（18）344頁、申・前掲注（18）147頁。

⁵⁸ 本文中で示すものの他に、Nagel/Gottwald, a.a.O. (Fn.6), § 3 Rdn.356; A.Baumbach/W.Lauterbach/J.Albers/P.Hartmann, ZPO, 69.Aufl. (C.H.Beck, 2011), EuGVVO Art.5 Rdn.22; Musielak, a.a.O. (Fn.6), EuGVVO Art.5 Rdn.25 [A.Stadler]; Thomas/Putzo, a.a.O. (Fn.6), EuGVVO Art.5 Rdn.20 [R.Hüßtege] 等がある。

理由として、本論点につき肯定的な主張を展開している⁵⁹。また、R. Geimer 博士も、同条項に関連して、「共同行為者、補助者、幫助者をはじめ、被告がそれらの者の行為につき不法行為法あるいは擬似不法行為法上責任を負うべきとされる者が行為をなした地においても、当該被告につき国際裁判管轄権が肯定される。また共同行為者、教唆者、幫助者については、自身が寄与行為をなした地のみならず、他の関与者が各々行為をなした地、あるいは主たる侵害が生じた地いずれにおいても国際裁判管轄権が肯定される」との見解を表明している⁶⁰。M.Vollkommer 博士は、ZPO32条にいう「不法行為地」は、行為がなされた地（加害行為地）のみならず、保護法益が侵害された地（結果発生地）も含む概念であるとしたうえで、侵害的な形で投資取引への詐欺的勧誘がなされたケースでは加害行為地は当該取引契約の交渉がなされた地であり、不法行為に複数の関与者がいる場合には、各関与者による行為への寄与を相互に勘案して国際裁判管轄権の有無を決することになるとする。そして、複数者が関与する形で詐欺的な契約締結がなされた場合には、仮令ある関与者自身がドイツ国内で詐欺的行為を行っていないくとも、ドイツがZPO32条の「不法行為地」に該当する限りは、当該関与者に対してドイツの国際裁判管轄権が及ぶことになる旨の見解を示している⁶¹。

これに対して、本論点につき否定的あるいは懐疑的な見解を示す学説も主張されている⁶²。M.Weller 博士は、ZPO32条に関して、① BGB830条等に沿った原告の申立てにより不法行為の関与者、幫助者等と見做された者は須らく、他の者が行為をなした地の裁判管轄権に服するとされていること、および②行為地の確定に至る国際民事手続法上の結論が抵触法上も決定的であるとし、国際民事手続法上の連結点を手掛かりに抵

⁵⁹ Magnus/Mankowski, aa.O. (Fn.52), Art.5 Rdn.221 [P.Mankowski].

⁶⁰ R.Geimer/R.A.Schütze, Europäisches Zivilverfahrensrecht, 3.Aufl. (C.H.Beck, 2010), A1 Art.5 Rdn.250 [R.Geimer].

⁶¹ M.Vollkommer, Anlegerschutz bei der Publikumsreederei, Bindungswirkung von vertraglichen Schiedsklauseln und internationale Zuständigkeit bei Anlegerschädigung, IPRax 1992, 207, 211.

⁶² 本文中で示すものの他に、Münchener Kommentar, aa.O. (Fn.34), EuGVO Art.5 Rdn.62 [P.Gottwald] 等がある。

触法上の連結点を確定するという見解が連邦最高裁で採用されたことの2点に対して否定的な立場を明確にしたうえで、ブリュッセルⅠ規則では、BGB830条や831条が解釈指針として想定されるのではなく、別途の解釈基準が設定されるべきであるとの見解に拠っている⁶³。R.Wagner博士他は、2010年に相次いで示された2つのドイツ連邦最高裁判決（上記2.（1）（イ）および（ロ））とほぼ同様の事案を想定したうえで、こうした事案において外国ブローカー業者に対して加害行為地であることを事由として自国の国際裁判管轄が肯定され得るかという問題について、「欧州司法裁判所はブリュッセルⅠ規則5条3項について未だ見解を示さずにいるが、ドイツの裁判所は、ルガノ条約やブリュッセル条約における類似事案において、国内でなされた不法行為への被告の関与や共同行為が原告に対する侵害を齎していることが十分に説明できるときには、こうした結論を認めてきた」としつつ、「その場合に、被告の関与や共同行為の前提は特段の理由なく法廷地法たる BGB830条や831条に求められる」が、「このようにドイツ実質法に基づき加害行為地管轄を判断することに問題がないわけではなく、むしろ欧州司法裁判所はブリュッセルⅠ規則5条3項の自律的な解釈を要請していることに留意する必要がある」との指摘を行っている⁶⁴。

5. 結語

わが国においては、全貌が把握されているわけではないが、従来より外国為替証拠金取引およびその他 CFD 取引・先物取引等においても、国内仲介業者が外国ブローカー業者への注文取次ぎを行う IB 形態が幅広く存在していたと思われる。また平成23年1月に商品先物取引法が完全施行されたが、海外商品先物取引の領域においてはつい最近まで悪質な勧誘行為や不当な取引形態が横行し社会問題化していたほか、金融商

⁶³ M.Weller, Zur Handlungsortsbestimmung im internationalen Kapitalanlegerprozeß bei arbeitsteiliger Deliktsverwirklichung, IPRax 2000, 202, 206f.

⁶⁴ Wagner/Gess, aa.O. (Fn.1), 3484f.

品取引法および商品先物取引法の適用対象に該当しない新たな取引類型が生み出される余地も残されていることから、今後ドイツでの訴訟と類似した事案がわが国裁判所に提起される可能性が大いに存在している。わが国の特定商取引に関する法律等においては、個人消費者・投資者の保護という観点から業者に対して勧誘規制等を厳格に課すべきとの考えに沿って各種の規定整備がなされている。こうした消費者保護関連法規が公法あるいは絶対的強行法規として適用されるべきとの主張はドイツのみならずわが国でもなされている⁶⁵が、いずれにせよ、その前提として、わが国の国際裁判管轄権が肯定され、法廷地たることが必要である。

通常国内投資者が国内仲介業者を通じて外国ブローカー業者と取引をする場合には、国内の銀行口座を入出金口座として指定し、当該ブローカー業者に注文を出す際にはその国内の銀行口座からブローカー業者に開設した口座に入金するのが通常であるから、侵害結果発生地がわが国内に所在すると認定され得るケースが大半であろう。そうであれば、既に説明してきたとおり、平成19年東京地裁判決の内容を踏まえれば、外国ブローカー業者との関係で、わが国が不法行為地特別裁判籍に基づき国際裁判管轄権を有することは肯定され得るし、また平成10年最高裁判決および国際裁判管轄法案の関連規定を踏まえる限りは、主観的併合に基づく関連裁判籍により、わが国の国際裁判管轄を認めることも可能であると考えられる。

もちろん、外国に所在する業者をわが国の訴訟に引き込むに当たっては、平成19年東京地裁判決の判断枠組みを踏まえて不法行為地特別裁判籍の要件を充足するか否かを検証し、当事者間の公平という観点から当該業者が予見不可能な形で多大な負担を負わないように配慮すべきことは当然であるが、IB形態による外国ブローカー業者への取次ぎの場合には、国内仲介業者と外国ブローカー業者の間に業務上緊密な連絡がなされており、外国ブローカー業者はわが国国内における仲介業者の勧誘

⁶⁵ 詳細については、嶋拓哉「わが国抵触法体系における利息制限法の位置付けに関する一考察－利息制限法の絶対的強行法規性を巡る議論(1)～(5・完)」国際商事法務38巻1号37頁以下、同2号193頁以下、同3号345頁以下、同4号489頁以下、同6号779頁以下(2010年)を参照。

等の実態をある程度は把握し、また把握し得る状態にあるのが通常であることから、当事者間の公平、裁判の適正・迅速という理念に照らして特段の事情が認められる場合は別として、原則的には、外国ブローカー業者を相手取った損害賠償請求訴訟につきわが国の国際裁判管轄を認めても差し支えないであろう。

(追記)

本稿は、平成22年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「わが国抵触法体系における絶対的強行法規の機能的・動態的分析（研究代表者：嶋拓哉）」、財団法人全国銀行学術研究振興財団（2009年度学術研究助成）「金融経済活動のクロスボーダー化と国家的経済秩序との交錯（研究代表者：嶋拓哉）」および平成21年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「金融システムの変動と消費者・投資者保護法制（研究代表者：瀬川信久教授）」の成果の一部である。紙幅をお借りして、関係者の皆様に謝辞を申し上げる。